

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年9月16日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生東高田町1-2		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 地方独立行政法人 京都市立病院機構 理事長 内藤 和世 電話075-311-5311					
主たる業種	一般病院				細分類番号	8   3   1   1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組む。						
計画を推進するための体制	事務局を中心とし、各部署との連携を図り、夏場の節電対策などの地球温暖化対策に取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,010.1 トン	5,759.8 トン	5,881.5 トン	6,231.5 トン	-0.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,817.8 トン	5,759.8 トン	5,881.5 トン	6,231.5 トン	2.4 パーセント	
実績に対する自己評価		温室効果ガス総排出量の総量としては、病院の延面積が拡大した為増加したが、単位面積当たりでは減少している状態である。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	病院施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	13.16	12.62	12.88	11.30	-6.79 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		温室効果ガス総排出量の総量としては、病院の延面積が拡大した為増加したが、単位面積当たりでは減少している状態である。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		38.0 トン	40.0 トン	40.0 トン	76.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調温度の適正管理、共用場所の照明の引き・消灯、高効率の照明器具への随時更新を実施した。					
	(24)年度	共用場所の照明の引き・消灯や空調温度の適正管理を行うとともに、夏季は、本館吹抜けのトップライト全面によらずに掛けるなどして、空調負荷の低減を図った。また、高効率の照明器具への随時更新を引き続き実施した。					
	(25)年度	24年度に引き続き共用場所の照明の引き・消灯や空調温度の適正管理を行うとともに、夏季は、本館吹抜けのトップライト全面によらずに掛けるなどして、空調負荷の低減を図った。高効率の照明器具への随時更新も引き続き実施した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職員駐車場については、使用基準等を定めた管理運営要綱に基づき運営を実施。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	駐車許容台数の枠内で、適正に使用者の管理を行っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所におけるごみのリサイクルの徹底						
特記事項	①平成25年度においては京都市立病院は京都市立病院整備運営事業によって、新館開院(平成25年3月)、本館(平成25年3月~平成26年3月)の改修工事、北館(平成25年度中に除去)を行う事により一時的に3棟体制であった。 ②京都市立病院整備運営事業によって、駐車台数154台(平成26年4月)→駐車台数218台(整備完了後)となる。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。